

平成 11 年度新規成長産業連携支援事業「コーディネート活動支援事業」

成功報酬型雇用
としての
ストックオプション活用方法

日時 平成 11 年 11 月 24 日（水）

場所 阪急グランドビル 26F 会議室

エンゼル証券株式会社
監査法人アイ・ピー・オー
公認会計士 細川正直
TEL06-6456-3600 FAX06-6456-3626
E-mail : masanao@angelsec.co.jp

・優秀な人材の採用・維持

1. 経営の要素

ヒト・モノ・カネ・テクノロジー・スピード・インフォメーション

従業員の職場に対する認識

会社を選択する際に重要となる要件

職務内容、会社規模、安定性、場所の他、給与・賃金

人材の流動化について

専門性が高まってくると、移動は活発になる方向

即戦力の必要性

人材の公正評価

実質平等（実績に応じた差別的報奨）が必要

面白さ＋報酬

モチベートやインセンティブの与え方

2. 報酬の五つの要素

ベース給与

短期インセンティブ（ボーナス）

長期インセンティブ（ストックオプション）

福利厚生（医療費負担、休暇制度、年金制度、扶養家族手当等）

特権待遇（社用車、ゴルフ会員権、ヘルスクラブ会員権、ファーストクラス・グリーン車による出張）

上記 から の構成割合は、 は減少傾向、 はやや増加、 は大きく増加していくのではないだろうか。

3. 上記 から の役割

	採用誘因	引き留め効果	動機付け
ベース給与	高い	高い	中間
短期インセンティブ	高い	中間	高い
長期インセンティブ	中間	高い	中間

・ストックオプションとは

1．ストックオプション定義

ストックオプションとは、会社が取締役・従業員に対して、あらかじめ決められた数量の自社の株式をあらかじめ定められた価格（権利行使価格）で、将来の一定期間に購入することができる権利を付与するもの。

平成9年度商法改正で、原則すべての株式会社に対して採用できるようになった。

ストックオプション契約によって、権利を得た取締役・従業員は、その権利を行使して株式を買い取った後、それを第三者に売却することによって、キャピタルゲインを得ることができる。

2．ストックオプション制度概要

権利付与、1株100円で購入する権利

株式公開

権利行使、1株100円で購入（この時点の株価1000円）

$1000\text{円} - 100\text{円} = 900\text{円}$ の利益

ただし、権利行使者の資金の収支は、この時点では、100円の支出（税金を考慮せず）で、利益があるにもかかわらず、資金収入はなし。
一定の要件の下、この時点では、非課税。（課税の繰延）

株式売却、1株1500円で売却

$1500\text{円} - 1000\text{円} = 500\text{円}$ の利益

ただし、権利行使者の資金の収支は、1500円の収入（税金を考慮せず）
一定の要件の下、この時点で、非課税だった場合は、
この時点で、
 $1500\text{円} - 100\text{円} = 1400\text{円}$ の利益に対して、26%の申告分離課税の適用

成功報酬型

あくまでも株価が上がって得る利益

逆に、株価が権利行使価格より低ければ、権利行使をしなければ損害はない。

3．自己株式方式と新株引受権方式

自己株式方式

オプション権を行使されたときに引き渡す株式を市場から購入する方式

- ・自己株式方式のストックオプション（商法 210 条の 2）

定時株主総会の決議

自己株式を取得するために、配当可能利益が存在する必要あり。

新株引受権方式

新株を発行する方式

特に未公開のベンチャー企業は、給与や賞与と違って、直接会社として資金負担が生じない新株引受権方式の採用が多い。

- ・新株引受権方式のストックオプション（商法 280 条の 19）

定款の定め必要、

定時・臨時株主総会の特別決議

新株引受権の譲渡は禁止、登記が必要

- ・上記ふたつの方式は、併用禁止、
たとえば、自己株式方式のストックオプションの決議がなされ、
その決議に係る自己株式でいまだ取締役または使用人に譲渡されない株式があるときは、
新株引受権方式のストックオプションについての株主総会の決議は、できない。（280 条の 19、210 条の 2）

4．ストックオプション検討事項

- ・対象者の選定

- ・行使期間（付与後いつから）

- ・付与株数、総額

- ・行使価格

5．新株引受権付社債を利用した擬似ストックオプション

本来の目的である資金調達手段としての特徴に縛られる。

ワラント債発行、投資家からの資金調達等の問題。

ワラント部分の他者への譲渡を法律的に阻止することができない。

また、税務上も行使時に給与所得課税され、特例措置はない。

6．ストックオプションの税制

原則

権利の付与時には課税しない

権利行使しない場合は課税しない

権利行使をした場合は、権利行使価格と権利行使時の時価との差額に課税

権利行使が在職中なら、給与所得

退職後なら、雑所得

株式の売却時には、株式の譲渡による所得として、申告分離課税（26％）か、

源泉分離課税（売却価額の1.05％）

例外

平成10年の税制改正

一定の要件に該当する場合は、権利行使時の課税を見送り、株式の売却時に株式の譲渡による所得として課税する特例

ただし、特例を適用した場合は、源泉分離課税は選択できず、申告分離課税のみ

一定の要件とは、

ストックオプションの付与決議から2年間は権利行使ができない

権利行使価額が年間1千万円以下

権利行使価額を付与契約を締結した時の時価以上としている

権利行使によって、取得された株式は一定の方法によって証券会社等に保管委託されている

権利行使をあたえられるものが大口株主（上場、店頭の場合は発行済株式総数の10分の1超、それ以外は3分の1超保有）とその親族等に該当しないこと

また、権利対象者や保管委託者の一定事項を税務署に提出することが必要

7. その他のストックオプション

通産省新規事業法（特定新規事業法実施円滑化臨時措置法）

当該法認定企業（未公開企業に限る）のみ

権利行使時非課税、売却時キャピタルゲイン課税（26%）

新株引受権方式を準用

付与の上限、発行済株式数の3分の1

郵政省新規事業法（特定通信・放送開発事業実施円滑化法）

当該法認定企業（未公開企業に限る）のみ

権利行使時非課税、売却時キャピタルゲイン課税（26%）

新株引受権方式を準用

付与の上限、発行済株式数の5分の1

8. スtockオプション採用の留意点

付与する対象者

付与する対象者と付与しない対象者で不公平感

特に、付与されなかった者のやる気を失わせる

希薄化

すべての取締役・従業員に一律の付与すると、権利行使によって、大量の株式発行（新株引受権方式の場合）がなされ、株価が下落し、既存株主の損失という問題

インサイダー取引規制

取締役・従業員は、株価に影響を及ぼす社内情報を早く知る立場にあるので、その社内情報に基づいて、権利行使や株式の売却を行った場合、インサイダー取引の規制に抵触する危険性がある

親会社株式を使ったストックオプション

マクドナルド

親会社が公開会社、子会社は非公開会社

対象が自社株式でなく、親会社株式の場合、税制特例なし

取締役・従業員以外に対するストックオプション

・アメリカのインセンティブ制度

・ストックオプション

・ストックパーチェス（現時点で会社の株を割引価格で買う）

メリット 割引価格で買えるため、利益が確実

デメリット 会社に継続して居つづけるというインセンティブにはならない

・制限付ストック（一定の制限をクリアすれば会社の株を与えられる）

メリット 購入資金がいらない

デメリット 条件次第で、会社に継続して居つづけるというインセンティブに有効

・SAR（Stock Appreciation Rights 会社の株価の増加分相当額を現金で受け取る）

メリット 購入資金がいらない

デメリット 会社の資金が減少する

・ファントムストック（会社の株価にリンクしたユニットを付与される）

メリット 購入資金がいらない

デメリット 会社の資金が減少する

・パフォーマンスユニット（会社の業績を示す財務指標にリンクしたユニットを付与される）

メリット 購入資金がいらない

デメリット 会社の資金が減少する

・ストックオプションのメリット・デメリット

１．メリット

取締役、使用人の意識向上

業績がアップして株価が上昇すれば、ひいては、株主の利益（経営者と株主との利害一致）

優秀な人材確保（採用・維持）

２．デメリット

自社株方式では、取得時期によっては、権利者が権利を行使した時期に会社は、損失を計上しなければならないケースが生じる。

マイクロソフト社、ストックオプションによって、相当額の含み損失が生じている。

会社買取価格 - 社員行使価格 = 会社の含み損

株価が右肩上がりで高騰していくと、権利行使価格より会社の買取価格の方が高くなってしまう。よって、会社は株価動向をみて、早めに自社株買いをする対策も必要。

新株引受権方式では、発行済株式総数がふえて、一株あたりの利益が減少して、株主の利益を害する恐れがある。

株式消却急ぐのは、新株発行による希薄化防止のため

３．ストックオプションの限界

マーケットでの株価の動向のみ（市場および株価に左右される）

事務管理コスト等（開示、株主総会、希薄化、評価損の発生）

経営者に与えられた権利が購入資金がなくて、実行できない。

．ストックオプションの事例

１．ストックオプション成功例

新規事業法によるストックオプションで、今回の株式の価格高騰により、キャピタルゲインの実現。

取締役等経営陣は、有価証券報告書で、持ち株が開示されるため、人目があり一旦株を持つと、売却しない傾向。

その点、ストックオプションは、権利行使をしてすぐ、売却できるためやりやすい。

純粋なストックオプションは、平成 9 年度商法改正によるため、これからどんどん成功事例があらわれる。

２．ヤフー社員 50,000 円が数千万円。

これは別格、なるべく早い段階で、権利行使価格を決定すべき。

３．急成長するベンチャー企業経営者の痛しかゆし

ベンチャー経営者が、VC の資本参加のときに、シェアを維持するために、ワラント権をもっている場合、払込資金がなくて困る。

４．ヒューマンベンチャーネット案件

月収 50 万円 + 1 億円相当のストックオプションで社長採用

焼肉レストランチェーンの社長候補者

日程管理からグルメ情報まで

携帯電話で無料提供

ベンチャー4社提携

今月下旬スタート



松本真尚社長

政治・経済データ、グルメ、バーゲン、映画、音楽などの最新情報がグループ内の相互リンクで提供される。インターネット対応の携帯電話を通じて一元に提供されるベンチャー・ビジネスが10月下旬にスタートする。携帯電話を交換機

のコミュニケーション・ツールに活用しようという試み。2001年開始予定の次世代携帯電話は世界中で使用可能になるため、このサービスが国内でヒットすれば世界市場に直結する可能性も。ネット関連ビジネスは米国の超巨大企業「グーグル」が「これで米輸出を」と張り切っている。

ベンチャー・アイ・エム（神戸市中央区、神戸キメックセンター内、松本真尚社長、資本金1000万円）。インターネット関連のホットライン（大阪市、武内伸介社長）を起ち、ガリンオセスト（東京都、池田順一社長）▽四国（岡山、川辺健太郎社長）ワイエルネット（同、本間毅社長）が参加。これにベンチャー支援のエンゼル証券（大阪市）が資金調達担当として加わり6月に設立された。

東西のベンチャー4社が手を組んだのは「小粒になりがちな日本のベンチャーの限界を突破したかった」（松本社長）から。同社のコミュニケーション・サービス・ドールは個人情報をサーバーに蓄積するため、パソコンだけでなく家庭用ゲーム機やPDA（携帯端末）が使えるのが特徴。携帯電話一つで自分の日程やアドレス帳の管理が出来ると、モチベーションは格段に向上する。オンラインで情報を管理

するため、社内外のグループや同好会などでスケジュール帳を共有すれば複雑な日程調整がスムーズに出来るほか、掲示板を利用したメッセージのやり取り、情報の共有といった幅広い利用が可能になるという。

さらに、IP（情報提供企業）や広告参加企業の情報をもとに、コンサートや新刊案内など興味に応じた最新情報が流れる「リコメン

「ドール」は広告で収益を得るためユーザーの利用は無料。来年3月末までに会員数30万人、数年後には200万人を目指す。入会登録は同社ホームページ <http://www.doll.com/> へ。【遠近 恒】

新情報が流れる「リコメン」ドール」機能や、出張先などでもグルメ情報が得られるタウン案内機能も。インターネット対応の携帯電話は急速に伸び、インターネット家電の本格普及も間近。このため、より幅広い事業展開を目指して戦略的パートナー企業を模しており、10月15日に大阪市内で開かれる「K&Sベンチ